

資料 「半島勞務管理ニ付テ」(1943年 佐渡鋳業所作成) 原文

(引用:長澤秀編『戦時下朝鮮人中国人連合軍俘虜強制連行資料集II 朝鮮人強制連行 文書編』、
緑陰書房、1992年、p.143~157)

東鋳部 第八五三號
昭和十八年六月七日

東京鋳山監督局

大日本産業報國會 長 水 谷 良 一

東京地方鋳山部會

吉野折枝 中野 邦 谷

鋳山 鋳業權者 殿
鋳山 鋳業代理人

朝鮮人勞務管理研究協議會開催要綱

今般標記研究協議會ヲ別記要綱ニ依リ開催致スコトト相成候ニ
付テハ貴山ニ於テモ本趣旨ニ御賛同ノ上適任者(原則トシテ勞
務担当者又ハ關係技術係員一名又ハ二名)參加セシメラルル様
致度ニ付來ル六月十五日迄ニ參加者ノ職氏名左記ニ依リ報告相
成度此段及案内候

記

朝鮮人勞務管理研究協議會開催要綱

- 一 開催期日 六月二十日前後二日間（確定次第追報ス）
- 二 會場 佐渡嶺山（新潟縣佐渡郡相川町）
- 三 趣旨

半島人勞務者ノ増加ニ伴ヒ之ガ勞務管理ノ如何ハ生産ニ及ボ
ス影響極メテ大ナルモノ有之ニ鑑ミ茲ニ朝鮮人ノ勞務管理研
究協議會ヲ開催シ其ノ萬全ヲ期セントス

四 研究協議事項

- (一) 朝鮮人勞務者ノ取扱ニ付テ（一般的取扱制度）
- (二) 朝鮮人勞務者ノ教育訓練方法及其ノ狀況ニ付テ
- (三) 朝鮮人勞務者雇傭（移駐）後ニ於ケル稼働狀況
（能率、出勤）竝ニ勸向ニ付テ

四 資金支拂及計算ノ方法ニ付テ

五 朝鮮人勞務者ノ福利厚生施設ニ付テ

(宿舍ノ配置、設備並ニ附近環境、衛生、慰安娛樂設備等)

六 朝鮮人逃亡及離散ノ原因並ニ之ヲ防止對策ニ付テ

七 給與規正 (食糧等) ニ關スル問題及之ヲ解決方法ニ付テ

八 輿論期間更改ノ有效方策

九 其ノ他右ニ關聯スル希冀事項等ニ付テ

五 佐渡鐵山ニ於ケル朝鮮人勞務者管理狀況視察

六 參加者原則トシテ勞務担当者又ハ關係技術係員一名又ハ二名

七 經費

(一) 會場費ハ當鐵山部會ニ於テ負擔ス

(二) 參加者ノ旅費、宿泊費等ハ各鐵山ニ於テ負擔スルモノトス

八其ノ他

(一) 参加者ハ開催第一日午前八時マデ佐渡鐵山事務所ニ集合ノ

コト

便船時刻	新潟港	佐渡夷		新潟
	九一五發	一八〇〇着	發二五〇	八一五着
	一六四五	一九三〇	一四〇〇	一五四五

(二) 参加者ハ研究協議事項竝ニ之レニ意見及其ノ他ノ資料三部宛

宛六月十五日迄當局宛提出ノコト

(三) 宿泊ハ佐渡鐵山指定ノ旅館ニ依ルコト

(四) 研究協議會日程(予定)

第一日 自午前八時 至午後四時 視察

第二日 自午前八時 至午後二時 研究協議

一、管理方針

(1) 一般的取扱方

移入當時ノ政府方針ニ從ヒ内鮮無差別取扱方針ナルモ民族性ヨリシテ常ニ可成リ引締メテ行ク要アリ、全國的勞務配置ニ付テモ量的ニハ行ク所迄行キタルヤノ觀アリ、今後ハ質的向上ニ全力ヲ注ギ能率増進ヲ圖ル要アルベシ特ニ半島勞務者ニ付テハ半島人ニ對スル徵兵制度ノ施行、義務教育ノ實施、半島内ニ於ケル愛國班（隣組）ノ活躍等アリテ、内地移入者ノ訓育ニ付テ放置セバ半島在住ノ者ヨリモ後レル虞アリ、獨リ從業員ノミナラズソノ家族ニ對シテモ眞ニ日本人タルノ訓育ヲナス要アリ

(2) 待遇

内地人ト全様ナルモ寮、社宅等ニ付キ充分ナル施設ヲナス反面「與ヘルモノハ與ヘ縮メル所ハ縮メル」ノ行キ方ヲ以テ之ニ當リ特ニ勤務狀況、性行等不良ナル者ニ對シテハ相當嚴重ナル態度ニテ臨ミ賞

罰ヲ明ニスル事ト致居ル

(ハ) 逃亡防止

(一) 逃亡原因

1. 自由放縱且浮動性アル性格ニヨル爲
2. 附和雷同性ニヨリ計畫的逃亡者ニ引ヅラレル爲
3. 滯來前ヨリノ計畫ニヨルモノ

(二) 防止意見

1. 官邊、事業主協力徹底的取締ノ強化
2. 朝鮮現地ノ近況（内地ノミ戰時生活ニ非ズ）ヲ充分認識セシメ
ル事
3. 逃亡仲介者ヲ嚴罰ニ附スル事
4. 半島勞務者ニ對スル世人ノ安直ナル同情心ハ禁物ニテ世人ノ認
識ヲ高メル事
5. 浮浪半島人ノ使用禁止ヲ嚴行セシメル事

ニ管理ノ現況

- (イ) 移入數及移入後ノ減員實狀（別表第一表參照）
- (ロ) 收容狀況及稼働狀況（全 第二表）
- (ハ) 職種別人員（内地人トノ比率）（全 第三表）
- (ニ) 貯金及送金狀況（全 第四表）
- (六) 訓 育

移入時ハ輔導學級（上中下ノ三學級ニ分チ上級ハ國民學校四年修了程度以上ノ國語理解力アル者、中級ハ稍々國語ヲ理解スル者、初級ハ全然國語ヲ理解シ得サル者トス）ヲ設ケ三ヶ月間國語教育ニ重點ヲ置キ併セテ規律訓練、禮儀作法等内地人生活ヘノ指導ニ努ムル外該期間中屢々講習會ヲ開催シ保安意識ノ徹底ヲ計ル外、就學前係員ヨリ種々操業上ノ注意ヲ與ヘ國民体操等ヲ指導ス

尙右ノ外惡習者ヲ一定場所（金剛塾）ニ收容シ特別訓育ヲ施ス

現在ハ各々收容個所別ニ教練ヲ實施シ規律訓練ニ資ス

三、賃金支拂及計算ノ方法

(1) 定メ方

半島勞務者中大部分ヲ占ムル坑内夫ニ付テハ内地人勞務者全樣年齡經驗等考慮シ業務ノ種類及難易ニ依リ豫メ査定セル請負單價ニ依リ其ノ稼高ニ應ジ支給、極ク少數ノ坑外夫ニ付テハ定額給ヲ支給ス

(2) 支拂

賃金ハ月末ヲ以テ締切り採鑛關係ハ翌月十日、其他ハ翌月六日ニ支拂フ（内地人全樣）

(3) 稼働獎勵方法

ノ精勤賞與 一ヶ月間ノ稼働成績ニ應ジ一日ニ付左ノ通り支給ス

坑外夫	坑内夫		區別	皆勤	缺勤二日以内	稼働十七日以上	稼働十六日以下
	男	女					
一〇	一五	二〇	二五	八	〇	一〇	無
五	八	〇	〇	八	〇	〇	無
無	無	無	無	無	無	無	無

2. 米價補給 扶養家族ノ多寡及稼働日數ニ應ジ一日ニ付キ左ノ
通り支給

無又ハ三人以下 四人以上 六人以上

男 十錢 二十錢 三十錢

女(十六才未滿ノ男) 五錢 十錢 十五錢

3. 毎年六月及十二月ノ二回實績ニ應ジ勤勞賞與ヲ支給ス

4. 隨時出勤競争ヲ實施シ、優勝班ハ適當表彰ヲ行フ

5. 勤怠簿ヲ作成シ怠慢缺稼者ニ對スル出稼督勵等

6. 登退同坐ニ長期欠稼者出欠不替、モハ賃金支拂目學、健保、現場、圧局係員臨席、下木人ヲ
四 福利厚生施設ノ概要呼出シ懇談、訓育ヲス

(4) 生活補助

家族持勞務者ニハ社宅ノ無料貸與、共同浴場施設、米、味噌、醬油

其他生活必需品ノ廉價配給(直營ノ購買會)及家族傷病ノ場合ノ診

療(直營ノ醫局)等ヲ實施

單身者ハ寄宿舍(相愛寮)三ヶ所ニ收容シ、會費ハ徴收セズ

食事ハ内地人全様ノ調理ニシテ食費ハ一日五十錢（實費トノ差額ハ會社負擔）

寢具ハ使用料一ヶ月一組五十錢徴收シテ會社ニテ貸與、光燃費、浴場費ハ會社負擔其他作業用品及衣服履物等日用品ノ購入拂下等ニ付テハ前記購買會ヲ通ジ廉價ニ行フ、尙右寄宿勞務者ニ對スル炊事ハ共同炊事場（營養配給所）ニ於テ之ヲ行ヒ蔬菜類等不足ノ折柄、之ガ補給ニ付テハ會社直轄農園ヲ經營シ蔬菜豚肉果實等ノ補給ヲナス

(四) 衛生

半島人特有ノ不潔ノ惡習ヲ是正スル爲ニ種々ノ施設ノ完備ヲ圖ルハ勿論、機會アル毎ニ衛生講話、清掃作業ヲ實施シ衛生觀念ノ普及ニ努ム

尙常設保安委員會ノ活動ニヨリ一般保健觀念ノ普及向上ヲ圖リ厚生体操ノ勵行、太陽燈浴射勵行、春秋二期大掃除ノ實施ノ外適時消掃實施、各種豫防注射ノ實施等積極消極兩面ニ於テ保健向上ニ資ス

(ハ) 協和會（産業報國會）

全従業員ヲ以テ組織セル協和會ニ入會セシメ従業員ノ親和、修養、給濟、境遇改善、能率並福祉増進等ヲ圖ル協和會ハ隨時映畫會講演會、遠足會、運動會（本年度ヨリ体鍊會トス）其他祭典催物ヲ開催シ尙各寄宿舎ニハ娛樂室ヲ設ケ雜誌、朝鮮將棋、蓄音機、ラヂオ等ヲ設付ケ慰安娛樂ト趣味ノ向上ニ努ムル外各種ノ救濟事業ヲ營ム

(ニ) 其他

勤続三ヶ月以上ニ及ビタル時ハ團體生命保險ニ加入セシメ各人在籍中ノ保險料ハ一切會社負擔シ萬一不幸アリタル場合保險金三百圓ヲ増呈ス、災害ニ對スル扶助、退職ノ場合ノ給與關係等ニツキ内鮮區別ナシ

五 給與規正（食糧等）ニ關スル問題

移入當時ハ一人一日一升程度ヲ普通トシ居リタルモ漸次減食セシメ特ニ配給米實施後ハ盛切り飯トナシ現在ハ配給米ノ特ニ不足ヲ來タセル場合ハ甘藷、大根、乾麵等ノ混食ニテ間ニ合ハセ居ル然シ乍ラ一般商賣ヨリ

ノ個人買ガ極度ニ窮屈トナリ來レル今日今少シ配給量増量ノ要アルベク
特ニ新規移入者ニ對シテハ特ニソノ要アルベシ

六、契約期間更改ノ有效方策

定著指導ニ關スル當所ノ方針ハ期間滿了者ニ就キ豫メ定著就勞指導會ヲ
開催シ、各個ノ時局認識ヲ深メ定著就勞ノ國家的必要性ヲ充分了得セシ
メ兎モ角全員繼續就勞ノ事トシ（然ラザレバ、半島人特有ノ附和雷同性
ニアリ成難カシカルベシ）爾後各個ノ朝鮮現地家情柄、病弱者等歸鮮若
ハ一時歸鮮不得已ル者ニ對シテハ朝鮮現地官邊並ニ地許警察署ト打合ノ
上適時送還ノ事ト致唐ル

尙繼續就勞手續終了者ニ對シテハ適當時期ニ各個ニ個人表彰狀ト相當ノ
獎勵金ヲ授與シ繼續就勞ヲ獎勵シ居ルモ相當ノ效果アリト認メラル。

(第一表)

計	一七 三	一六 一〇	一六 六	一五 一三	一五 五	一五 二	年移 月入
	"	"	"	"	"	募集	又八 翰旋 募集
	青 陽	論青 山陽	燕扶論 岐余山	扶論 余山	公扶論 州余山	論忠 山南	郡出 身道 別
(100.00)	79	127	153	300	248	98	移入 數
	2"	2"	2"	3"	3"	3年	期 間 雇 傭
(0.99)	1	2	3		3	1	死 亡
(14.73)	6	12	19	51	46	14	逃 走
(0.59)		1	2	1		2	送 還 公 傷
(2.99)	2		4	6	10	8	送 還 私 症
(2.49)		1	3	3	12	6	送 還 不 良
(9.16)		5	5	31	29	2	時 歸 辭 轉 出
(12.94)			24	74	31	1	數
(41.89)	9	21	60	166	131	34	計
(58.11)	70	106	93	134	117	64	現 在
			濟		濟	濟	濟 勞 手 續 否 繼 續 就

移入數及減員數

五月末日現在

(第二表)

宿舍別及稼働率

五月末現在

稼働率	現在員	宿舍別
83%	117 116	山ノ神社宅
(93.1) 89.3	185 156	第一寮
(96.8) 87.3	157 135	第三寮
(95.1) 84.5	124 117	第四寮
	1	其他
	584 535	計

註

(一) 内ハ坑外夫ノ稼働率、稼働率ハ逃亡、一時歸鮮ヲ除ケル實員ノ稼働狀況ヲ示ス
現在員欄中上記セルハ在籍ヲ示シ本記セルハ逃亡、一時歸鮮ヲ除ケル實在人員ヲ示ス

(第三表)

職種別

五月末現在

内地人一人ニ對スル比	内地人	半島人	
4.5	27	123	鑿岩
1.4	39	56	支柱
3.6	80	294	運搬
0.4	19	8	内運轉
2.8	17	49	外運搬
0.13	23	3	工作
0.46	46	27	整地
0.22	85	19	製礪
0.21	52	17	雜夫
	321		其他
0.82	709	584	計

(第四表)

賃金、貯金、送金狀況（昭和十八年）

	最高	最低	平均	總額
五月分賃金	月收 二二一、〇三 (稼働廿八日)	全 六、七五 (全二日)	全 八〇、五六	四三七四四、二〇
四月分賃金	月收 一六九、九五 (稼働廿八日)	全 四、一八 (全一日)	全 八三、八八	四七三〇七、四一
四月分貯金	六〇、〇〇	四、〇〇	五、五六	三二六四、二〇
四月分送金	一〇〇、〇〇	一〇、〇〇	一四、六〇	八五六五、〇〇

・「半島労務管理ニ付テ」解説

「半島労務管理ニ付テ」は1943年6月7日に佐渡鉱業所を会場として、東京鉱山監督局などが全国の朝鮮人労働者を雇用している鉱山の労務担当者らを集めて開催した「朝鮮人労務者管理協議会」に佐渡鉱業所が提出した報告書だ。『戦時下朝鮮人中国人連合軍捕虜強制連行資料集 II 朝鮮人強制連行（文書編）』（長澤秀編/解説、緑蔭書房、1992年）に収録されている。

1983年に長澤秀氏が『在日朝鮮人史研究』（在日朝鮮人運動史研究会編、エバーグリーン出版部）12号で最初に活字にして公表し、研究者らが広く利用してきた。長澤氏は栖戸静雄（ならと しずお）という人物に「御協力いただいた」としているが、どのような人物なのかは明らかにしていない。写真では手書きの書き込みがあるのでこの文書は協議会に参加した誰かが持っていたものと思われる。

佐渡鉱業所が作成したものだから、平井栄一『佐渡鉱山史』の記述と重なるところが多い。ただ、平井本にはあった、1943年6月以降の状況は当然ながら書かれていない。

この史料で明らかになったのは1940年から42年にかけて6回、すべて募集形式で合計朝鮮人労働者の移入が行われたことだ。1940年2月98人、同5月248人、同12月300人、1941年6月153人、同10月127人、1942年3月79人、合計1,005人だ。契約期間は1940年の3回の募集では3年、41年から42年の3回の募集では2年だったこともわかる。

421人が様々な理由で佐渡鉱山を離れており43年5月末現在で584人の朝鮮人労働者が残っていた。残留率は58%だ。

離れた理由も整理されている。死亡10人、逃走148人、公傷送還6人、私傷送還30人、不良送還25人、一時帰還72人、転出130人だ。逃走が約15%（148名）と一番多い。ただ、一部でいわれているように逃走が多いことが強制労働の証拠にはならない。逃走の一番の大きな原因は、より待遇の良い職場に移ることだった。内地では若い男性が徴兵で職場を離れたので賃金が高騰しており、ブローカーが朝鮮人労働者の引き抜きを行っていた。

佐渡から逃走しようとして逮捕された朝鮮人労働者の記録が残っている。それを見ると、逃亡のために同僚や日本人相手に逃走援助のための金銭を支払っていた。その中には75円という大金を渡している事件も確認できる（『特高月報』1943年2月分、105頁）。当時の朝鮮人労働者は低額ではない給料を貰っていたことの証明だ。

次に注目したいのは不良送還25人だ。つまり、きちんと働かない者は朝鮮に帰したのだ。強制労働ならそのようなことはしないはずだ。内地で働きたい者にとって「帰還」はある意味の制裁だったのではないか。

転出は1943年になって金採掘が停止して戦争物資である銅採掘だけを行うようになり、労働者が余ったため、埼玉県などの工事現場に朝鮮人労働者を送ったものだ。

注目すべきは、平均と最高、最低の月収が明らかにされていることだ。1943年4月の月給、平均83.88円、最高169.95円（稼働28日）、最低4.18円（稼働1日）、5月の月給平均80.56円、最高221.03円（稼働28日）、最低6.75円（稼働2日）だ。出来高払いで賃金が計算されていたので最高と最低ではこれほど差が出るが、当時の東京の公立小学校教員の初任給が50から60円だったから、かなり良い賃金だったことがわかる。